

事業計画書

(令和2年度)

社会福祉法人 みきた福祉会

生活介護事業所 みきた作業所

はじめに

平成5年に無認可施設「西川園みきた作業所」として産声をあげ、平成17年に社会福祉法人格を取得、平成23年に就労継続支援B型事業所に移行、平成31年に生活介護事業を開始し多機能事業として展開をいたしました。年月の流れと共に利用者の身体状況もさまざまに大きく変化し、利用者の実情を踏まえた事業の転換をこの春から就労継続支援B型事業を廃止し、生活介護事業と生まれ変わります。

利用者がより良い人生を送る上で必要なサービスの内容も多岐にわたり、施設としての役割や責任を事業そのものが変わるのと同時に原点回帰し、良質な福祉サービスを着実に提供し、利用者の将来を見据え、時代と様々なニーズにしっかりと向き合い、利用者の「居場所」となれるように努めます。また、今までできていたことが継続できるよう「はたらく生活介護」として、内職的作業を生産活動の位置づけとし、多種多様なサービス提供を確立させ、施設職員の専門性啓発向上と個々の人間性研磨に努め、更なる前進、成長、進化を目指してまいります。

I みきた福祉社会事業計画

- ① 障がい者が安心して活動できる環境の提供を目指してまいります
- ② 財政基盤を強化するため、サービス利用者が定員を満たすよう支援学校や相談支援センター等関係機関との連携を強めると共に無駄な支出を抑制し経費削減に努めます
- ③ 障害福祉サービス提供に関わる法人職員が、人間性を一層深め知識・能力の研鑽に努め、支援者として信頼されるよう職員育成に努めてまいります
- ④ 従業者が張り合いを持って意欲的に業務に専念できるよう、労働環境の整備に努めてまいります
- ⑤ 現利用者のニーズを踏まえ、福祉サービスを単一事業の生活介護事業として開始します
- ⑥ 大阪府社会福祉協議会・各施設種別部会が実施する「大阪しあわせネットワーク（オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業）」社会貢献事業に取り組みます

1 運営の基本方針は以下のとおりです

みきた福祉会は「障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」この理念を法人運営の基本とし以下のことを推進してまいります。

- ① みきた作業所が提供する福祉サービスが利用者ひとりひとりの特性に配慮し、良質なサービスが受けられるよう事業所環境・支援体制の向上を図ってまいります

- ② 障がいのある方々が地域社会の中で生活していくために必要な福祉サービスを可能な限り提供できるよう、社会福祉法人としての基盤強化に努めてまいります
- ③ 理事会・評議員会の活性化を図ると共に事務機能を強化し、より適正な法人運営に努めてまいります
- ④ 期待される福祉サービスが提供できるよう、職員の資質向上を図るため職員研修を計画的・継続的に進め、法人職員全員が自己研鑽に努めてまいります

Ⅱ みきた作業所 事業計画

心身共に落ち着ける環境の中で個々の障がい特性を見極めながら、それぞれに合った支援を今後も継続し提供してまいります。昨年度より生活介護事業を開始しましたが、今年度からは就労継続支援 B 型事業を廃止し、生活介護事業のみにし、「はたらく生活介護」を行います。

「少し頑張ることをして楽しいことをする」というようにメリハリある生活リズムを身につけ、年齢を重ねても重い障がいがあっても生産活動に必ず携わり、日中通える場所であること、利用者自身に役割があることを大切にしながら、様々な経験や体験を積み重ね、利用者のもつ可能性を発見する視点を持ち、「何ができる」ではなく「何がしたい」を大切にし利用者が自己決定・自己選択ができる場所を提供し、ひとりひとりの持つ個性や気持ちを大事にした支援を中心に、潤いのある通所サービス支援を行ってまいります。

1 運営の基本方針は以下のとおりです

障がいのある人がかけがいのない一人の人間としてその人格が尊ばれ、社会の一員として誇りを持ち、周りに助けられながらも自立した生活が営めるようひとりひとりの人権を擁護し、寄り添い見守り支援していきます。

- ① 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生活支援、生産活動、創作的活動（余暇活動）などの機会の提供を通じて知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の便宜を適切かつ効果的に行います
- ② 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます
- ③ 地域との結びつきを重視し、市町村・他の障害福祉サービス事業者、その他の医療サービス等を提供する者との連携に努めます
- ④ 障害者総合支援法等関係法令を遵守し、生活介護を実施します

令和2年度も以下の重点目標を設定し事業推進を図ることとする

- 1.生産活動
- 2.生活支援 日常生活上必要となる支援全般
- 3.福祉サービスの充実・強化とコンプライアンスに努める(サービスの質の維持と向上)
- 4.利用者の権利擁護
- 5.関係法令・運営規程等の遵守 信頼性と透明性の確保
- 6.個人情報の適正管理
- 7.防災、危機管理体制の強化
- 8.活動中の事故防止や感染予防等利用者の健康・安全を一層守る為、事故防止マニュアル・感染症予防マニュアル等の見直しと遵守、ヒヤリ・ハット報告の活用等徹底する(健康管理・リスク管理)
- 9.障害のある人が地域生活を送る上で必要となる福祉サービスが有効に活用できるよう 関係機関等とのネットワーク構築を推進し連携強化を目指す

利用者支援目標

- ① 生活介護事業に求められるサービス内容を踏まえ、利用者のニーズや課題を的確に捉えた上で、個々に合った個別支援計画を作成します
- ② 提供したサービスに関する利用者や家族からの相談や苦情の窓口及び責任者を設置、要望・苦情等に速やかに対応します
- ③ 利用者の権利擁護・虐待防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講じます
- ④ 利用者の自主性・主体性・選択性を尊重し、本人の持てる力が最大限発揮できるように支援します
- ⑤ 利用者がそれぞれのペースで生産活動や創作的活動(余暇活動)に取り組み、色々な経験を積み上げていき日常生活動作の習得及びコミュニケーション能力の向上を目指します
- ⑥ 季節ごとの行事や小グループの行事を計画的に実施し、日中活動の充実に努めます

生産活動

- ・今まで取り組んできた内職といった作業や畑作業を基本午前に提供し、また、希望者には一日生産活動を行い支援する。生産活動で得た収入は必要経費を除いて工賃として支給します。生産活動の機会を通じて、その知識及び能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。また施設内は常に清潔・安全・整理整頓に努め、利用者が快適に活動ができる環境を整え、安定的な生産活動を提供するために職業指導員を中心に取り組みます。また野外での生産活動の場を開拓し積極的に取り組んでまいります。

- 簡易受注作業
(自転車部品の組立て、建築副資材組立て等、など)
- 受注先企業名 有限会社長谷部 株式会社結一産業
西川乳販(株) ヤマヒロ 他
- 野菜生産(畑作業) 大根、かぶ、カボチャ、玉ねぎ、イモ類、ホウレン草、
その他季節に応じた生産物を販売及び野菜を用いた加工品作り

生活支援(日常生活上、必要となる支援を提供します)

- 利用者の能力・特性・障がいの状況等を的確に把握し、より良い生活習慣が習得できるような日々の活動の中で支援する
- 食事や排せつ等に関する必要な支援
- 社会的マナーや交通ルール・身だしなみや言葉使いなどの習得に関する支援
- その他日常生活に必要な支援

創作的活動等(余暇活動)

- 利用者の得意を活かした創作活動、季節行事、買い物体験、日常動作訓練(調理実習)、社会訓練、健康面を意識した運動訓練(体力作り)自己表現活動、施設内外でのスポーツ等レクリエーション活動を計画的に実施する。
日常生活上の支援、創作活動、又は生産活動の機会の提供、身体機能又は生活動作の向上のために必要な支援を行います。
生産活動以外に、利用者の気分転換を目的とした余暇活動を(希望者)毎日午後から実施します。ただし、月の予定で余暇活動が午前・午後と入れ替わることや活動内容により一日余暇活動になることもあります。
- 第1・第3土曜日は、生産活動に必要な体力作りや対人関係を円滑に行う為の訓練、集団行動に慣れるための訓練の場を提供し、季節を肌で感じられる散歩や軽いスポーツなど健康の維持、増進のための活動を通して気分転換を図ります(ただし、祝祭日の場合は休所日となります。11月3日は除く)
- 堺市南区役所 みなみかぜ交流広場での活動へ参加する
- 他施設の当事者交流

個別支援計画

生活介護に求められるサービス内容を踏まえ、また利用者個々のニーズを的確に対応するため、それぞれの想いを確認し、利用者に影響を与えている環境・状況を考慮し、利用者の可能性を大切にしながら抱えている課題を解決に向けた適切な個別支援計画を立てます。ひとりひとりの持つ個性や気持ちを大事にした具体的で着実な支援を展開していきます。併せて定期的に利用者・保護者と個別に話し合いの場を持ちながら支援内容等の確認に努めます。

みきた作業所の実施事業

1 事業の種別

生活介護事業認可 平成31年4月1日 (事業所番号 2716400540号)

2 事業の内容

- ① 生活支援
- ② 生産活動に必要な知識、能力を向上するための訓練
- ③ 防災・安全に関する訓練等
- ④ 健康管理
- ⑤ 行事・余暇活動の実施
- ⑥ 訪問支援
- ⑦ 送迎サービス
- ⑧ ①～⑦に付帯するその他必要な介護、訓練、相談、助言等
- ⑨ 利用者等からの苦情・相談に関すること
- ⑩ 介護給付費等の請求・受領業務

3 事業所の概要

- (1) 施設所在地 堺市南区别所 1480番地 1
- (2) サービス利用定員 20人
- (3) 令和2年度当初利用者数 17人

職員配置	管理者 (生活支援員兼務)	1名
	サービス管理責任者	1名
	生活支援員 (運転手兼務)	5名
	(事務員兼務)	1名
	看護師	1名
	嘱託医	1名

4 利用者さんの一日の流れ (月～金)

8:20 ~	職員朝礼	13:15 ~	就労訓練及び余暇活動
8:30 ~	送迎 (3コース)	14:00 ~	休息 (水分補給)
10:15 ~	朝礼・ラジオ体操	14:15 ~	就労訓練及び余暇活動
10:30 ~	就労訓練活動	15:00 ~	片付け・清掃
11:15 ~	休息 (水分補給)	15:20 ~	帰宅準備・終礼
11:30 ~	就労訓練活動	15:30 ~	送迎 (納品)
12:15 ~	昼食・休憩		

午前・午後の活動が全て同じ1コマ45分の活動時間となります。

*第4週目の木曜日は、よりよい支援を継続的に行うために職員会議を実施する為、半日帰所となります。

(第4木曜日) 午後からの流れ

13:15 ~	掃除(拭き掃除)
13:45 ~	帰宅準備・終礼
14:00 ~	送迎(納品)

利用者さんの一日の流れ(第1・第3 土曜日)

8:20 ~	職員朝礼	13:45 ~	帰宅準備・終礼
8:30 ~	送迎	14:00 ~	終礼・送迎
10:00 ~	朝礼・ラジオ体操		
10:00 ~	室内外 外出訓練		
12:15 ~	昼食・休憩		

5 年間行事予定

春・秋の社会訓練 暑気払い(8月)忘年会(12月)親睦会(3月)など 季節に応じた行事を行います。堺市スポーツレクリエーション大会(11月3日)

6 健康管理

個々の障害特性を踏まえながら、仲間と楽しく過ごし、身体を動かす事で気持ちも明るく前向きな生活・思考へと変わっていく事も多く、またどうしても活動量の少ない利用者が豊かな人生を送れるよう健康の維持にも力をいれるとともに、年々重度化・重症化・高齢化が進んでいます。障がいの程度も多種に亘ってきていますので、ご家族や嘱託医・職員と連携し、日々の健康管理により、病気の予防・早期発見に努めます。また、日々の健康観察・保護者や施設職員からの連絡等により健康状態や服薬を把握する。

- ・看護師によるバイタル・データ確認(週2回)
- ・嘱託医による健康管理等(毎月第1水曜日の午前)
- ・健康診断(年1回、5月) 嘱託医 清水内科 清水医師
- ・歯科検診(年2回、6月・11月) 医療法人 たんぽぽ会歯科
医師の助言を得て健康維持に努める
- ・感染症予防のため、手指の消毒(年間通して)やうがい、マスク着用(冬季12月1日~翌年3月末日)を気温等に考慮しながら着用を行います
- ・施設における発熱・外傷・てんかん発作等に対しては応急手当てをし、必要に応じて医療機関や家族等と連絡をとるなど適切な対応に努める

7 防災・避難訓練

近年、軽微な事故から地震・火災・土砂災害といった生命に関わる大きな非常災害が発生しており、発生予防と発生時の被害を最小限に留める努力を施設は求められています。災害発生時に迅速に行動ができるよう、災害発生に備え避難訓練・施設内の避難経路等の確保・防災備品等の整備、充実を図る。

火災・地震・土砂災害等の災害を想定し、令和2年度みきた作業所消防計画に基づき、利用者と支援者の組み合わせによる避難体制を確立し、下記のとおり避難訓練を実施、迅速に対応できるよう訓練する

避難訓練年間予定表

実施月	訓練の内容	実施月	訓練の内容
2. 6月	地震想定した避難訓練	2. 12月	土砂災害を想定した避難訓練
9月	防災訓練(消防署に協力要請)	3. 3月	火災を想定した避難訓練

8 広報活動

ホームページにより施設情報の提供をより充実した情報提供を積極的に行う

- ・ホームページ（法人情報公開）ホームページの更新（年3回）

9 ボランティア・実習生の受け入れ

- ・各種行事等で一般ボランティアの受け入れ

関係分野の団体等と協働しながらボランティアの活動ニーズの把握・コーディネート・広報活動を行い、地域のさまざまな世代の住民がいつでも、どこでもボランティア活動の担い手として参加できる、あるいは必要な活動の提供を受けることができるようにする

- ・支援学校生（利用予定者含む）の実習受け入れ

- ・支援学校生徒保護者の見学受け入れ

卒業後の進路選択の参考としての施設見学を受け入れます

- ・地域の利用希望者の実習受け入れ

相談支援事業所等を通じて体験等の希望があった場合に行います

10 第三者評価受審

評価シートに基づき自己評価を重ね、段階を得て第三者機関の評価受審に移行を計画する

11 その他

その他必要な事項については運営規程・重要事項説明書・利用契約に基づいて利用者(保護者や後見人等)に説明と同意を求めたうえで適切に実施する